

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大口町は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

大口町は、「住民基本台帳に関する事務」を行うための「住民記録」、「死者管理」等の各種システムを使用している。
・職員の不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証により、操作者を限定している。
・操作者には、必要な業務のみ照会範囲の制限をしている。
・追跡調査のため操作ログを保存している。
・端末PCはセキュリテシステムによりデータを持ち出せないなどの対策を講じている。

評価実施機関名

愛知県大口町長

公表日

令和6年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、大口町における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、大口町において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。
③システムの名称	住基ネットCS、住民記録、宛名管理、団体内統合宛名システム、中間サーバ、クラウド型バックアップセンター、サービス検索・電子申請機能、申請管理 住登外宛名管理、窓口ソリューション(申請管理)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル、(2)本人確認情報ファイル、(3)送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住基法(一部改正:平成25年法律第28号施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表1項及び第3条、第2条表2項及び第4条、第2条表3項及び第5条、第2条表5項及び第7条、第2条表7項及び第9条、第2条表11項及び第13条、第2条表13項及び第15条、第2条表15項及び第17条、第2条表20項及び第22条、第2条表28項及び第30条、第2条表37項及び第39条、第2条表39項及び第41条、第2条表48項及び第50条、第2条表53項及び第55条、第2条表57項及び第59条、第2条表58項及び第60条、第2条表59項及び第61条、第2条表63項及び第65条、第2条表65項及び第67条、第2条表66項及び第68条、第2条表69項及び第71条、第2条表73項及び第75条、第2条表75項及び第77条、第2条表76項及び第78条、第2条表81項及び第83条、第2条表83項及び第85条、第2条表84項及び第86条、第2条表86項及び第88条、第2条表87項及び第89条、第2条表91項及び第93条、第2条表92項及び第94条、第2条表96項及び第98条、第2条表106項及び第108条、第2条表108項及び第110条、第2条表110項及び第112条、第2条表112項及び第114条、第2条表115項及び第117条、第2条表118項及び第120条、第2条表124項及び第126条、第2条表129項及び第131条、第2条表130項及び第132条、第2条表132項及び第134条、第2条表136項及び第138条、第2条表137項及び第139条、第2条表138項及び第140条、第2条表141項及び第143条、第2条表142項及び第144条、第2条表144項及び第146条、第2条表149項及び第151条、第2条表150項及び第152条、第2条表151項及び第153条、第2条表152項及び第154条、第2条表155項及び第157条、第2条表156項及び第158条、第2条表158項及び第160条、第2条表160項及び第162条、第2条表163項及び第165条、第2条表164項及び第166条、第2条表165項及び第167条、第2条表166項及び第168条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大口町役場 健康福祉部 戸籍保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大口町役場 総務部 行政課 〒480-0144 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 電話番号 0587(95)1699
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大口町役場 健康福祉部 戸籍保険課 〒480-0144 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 電話番号 0587(95)1115
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<ol style="list-style-type: none"> ①ユーザ認証の管理を行っている。 ②アクセラ権限の発効・失効の管理を行っている。 ③アクセラ権限の管理を行っている。 ④特定個人情報の使用の記録、分析(改ざん等の防止に係る対策を含む。)を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)特記事項	生体認証により、	静脈認証により	事前	
平成31年3月1日	I-5-② 所属長の役職名	課長 掛布 紀子	課長	事前	
平成31年3月1日	IV リスク対策		新規追加	事前	
平成31年3月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 平成27年6月30日 時点	1万人以上10万人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成27年6月30日 時点	500人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
令和2年4月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 平成31年2月1日 時点	1万人以上10万人未満 令和2年3月1日 時点	事前	
令和2年4月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成31年2月1日 時点	500人未満 令和2年3月1日 時点	事前	
令和2年4月1日	I-4-② 法令上の根拠	(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、97、101、102、103、105、106、108、111、113、114、116、117、120の項)	事前	
令和2年11月1日	I-1-③ システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム、住民記録システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	住民基本台帳ネットワークシステム、住民記録システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、クラウド型バックアップセンター	事前	
令和2年11月1日	II-2 取扱者数	500人未満 令和2年3月1日 時点	500人未満 令和2年11月1日 時点	事前	
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和5年2月6日	I-1-③ システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム、住民記録システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、クラウド型バックアップセンター	住民基本台帳ネットワークシステム、住民記録システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、クラウド型バックアップセンター、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、97、101、102、103、105、106、108、111、113、114、116、117、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表1項及び第3条、第2条表2項及び第4条、第2条表3項及び第5条、第2条表5項及び第7条、第2条表7項及び第9条、第2条表11項及び第13条、第2条表13項及び第15条、第2条表15項及び第17条、第2条表20項及び第22条、第2条表28項及び第30条、第2条表37項及び第39条、第2条表39項及び第41条、第2条表48項及び第50条、第2条表53項及び第55条、第2条表57項及び第59条、第2条表58項及び第60条、第2条表59項及び第61条、第2条表63項及び第65条、第2条表65項及び第67条、第2条表66項及び第68条、第2条表69項及び第71条、第2条表73項及び第75条、第2条表75項及び第77条、第2条表76項及び第78条、第2条表81項及び第83条、第2条表83項及び第85条、第2条表84項及び第86条、第2条表86項及び第88条、第2条表87項及び第89条、第2条表91項及び第93条、第2条表92項及び第94条、第2条表96項及び第98条、第2条表106項及び第108条、第2条表108項及び第110条、第2条表110項及び第112条、第2条表112項及び第114条、第2条表115項及び第117条、第2条表118項及び第120条、第2条表124項及び第126条、第2条表129項及び第131条、第2条表130項及び第132条、第2条表132項及び第134条、第2条表136項及び第138条、第2条表137項及び第139条、第2条表138項及び第140条、第2条表141項及び第143条、第2条表142項及び第144条、第2条表144項及び第146条、第2条表149項及び第151条、第2条表150項及び第152条、第2条表151項及び第153条、第2条表152項及び第154条、第2条表155項及び第157条、第2条表156項及び第158条、第2条表158項及び第160条、第2条表160項及び第162条、第2条表163項及び第165条、第2条表164項及び第166条、第2条表165項及び第167条、第2条表166項及び第168</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月17日	IV-8. 人手を介在させる作業	(様式変更により追記)	<p>十分である</p> <p>①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 <p>②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。</p>	事前	
令和6年12月17日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(様式変更により追記)	<p>①権限のない者(非職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>十分である</p> <p>①ユーザ認証の管理を行っている。</p> <p>②アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。</p> <p>③アクセス権限の管理を行っている。</p> <p>④特定個人情報の使用の記録、分析(改ざん等の防止に係る対策を含む)を行っている。</p>	事前	
令和6年12月17日	I-1-③ システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム、住民記録システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、クラウド型バックアップセンター	住基ネットCS、住民記録、宛名管理、団体内統合宛名システム、中間サーバ、クラウド型バックアップセンター、サービス検索・電子申請機能、申請管理 住登外宛名管理、窓口ソリューション(申請管	事前	
令和6年12月17日	表紙 特記事項	大口町は、「住民基本台帳に関する事務」を行うため「住民基本台帳システム」を使用している。	大口町は、「住民基本台帳に関する事務」を行うため「住民記録」、「宛名管理」等の各種システムを使用している。	事前	